

1 自主防災組織設立へ向けた取組み事例

(1) 第2地区内の町内会の事例

●町内会の概況

世帯数…約35世帯

世帯員数…約100名

環境…神社に隣接した住宅街で、町内の中央を神社参道が通っている。近隣には、市避難所の山形西高等学校がある。

●設立へ向けた取組み

市の自主防災組織設立説明会に参加

東日本大震災の発生以降、災害時における町内会の対応を課題として捉えていたこともあり、平成24年7月、市が開催した自主防災組織設立説明会に参加。町内での防災活動の必要性を改めて認識する。

町内会役員による検討

市の説明会后、町内会長が市防災対策課に個別相談を行うとともに、町内会役員で、自主防災組織の設立に向けた検討を開始する。

防災研修会の開催

平成24年7月、町内会で防災研修会を開催。市防災対策課職員による出前講座を開くとともに、防災をテーマとした「まち歩き」を実施。この際、町内の避難場所の確認や避難経路の確認を行う。

組織体制や活動内容の検討

防災研修会を踏まえ、町内会役員が、自主防災組織の設立に向けた組織体制や活動内容を検討。世帯数が少ないことや住民の高齢化などから、町内会と別組織として自主防災組織を設立することや多様な活動が困難であると判断。

町内会役員での検討を重ね、町内会の委員会（専門部）の一つとして自主防災組織を位置づけ、主な活動を避難誘導に絞り込む方針を固めるとともに、これにあう規約及び防災計画の案を検討する。

自主防災組織の設立

その後も、町内会役員による検討を着実に重ね、平成25年3月に予定されている、町内会総会の議決をもって設立を予定している。

(2) 城西町一区町内会（第10地区）の事例

●町内会の概況

世帯数…約600世帯

世帯員数…約1,000名

環境…霞城公園の西側に位置した、東西にのびる住宅街である。近隣に、霞城公民館（防災支部・市避難所）、市総合福祉センター、山本学園高等学校などの施設が存在する。

●設立へ向けた取組み

福祉マップの作成

平成19年3月に発生した能登半島地震の際、被害の大きかった石川県門前町において、要援護者の救護に「高齢者マップ」が大いに役立ったとの事例から、山形市社会福祉協議会から地域に対し、「福祉マップ」の作成推進が図られ、城西一区町内会においても「福祉マップ」の作成を行った。

安否確認委員会の設置

「福祉マップ」の作成後、町内会では、マップだけでは実働できないとの気運が高まり、独自に「安否確認委員会」を設置し、20名の委員による町内の要援護者60名の支援体制を整備。

自主防災会設立委員会の設置

平成24年4月、更なる要援護者の支援体制強化には自主防災組織を設立することが有効であることから、町内会福祉部から町内会役員会に自主防災組織設立を提案。5月には「自主防災会設置委員会」を設置し、組織体制や活動内容を明確に位置づけるため、規約や防災計画の立案、検討を開始する。

避難支援訓練の実施

平成24年6月、町内会では、実際に要援護者と避難支援者が、あらかじめ決めておいた一時避難場所まで避難する「避難支援訓練」を実施。訓練後、町内会役員と避難支援者による検証会議を開き、一時避難場所の適正や安全性などを協議した。

また、訓練の実施にあたり、町内住民へ自主防災組織の重要性を呼びかけるとともに、訓練で得た成果を規約や防災計画の検討に活かした。

自主防災組織の設立

その後も、自主防災会設置委員会による検討を着実に重ね、平成25年4月に予定されている、町内会総会の議決をもって設立を予定している。

2 自主防災会規約例（基本型）

〇〇自主防災会規約【例】

（目的）

第1条 この組織は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震、風水害及び土砂災害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（名称）

第2条 この組織は、〇〇〇〇防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本会に事務所を置く。

2 事務所の位置は、〇〇〇〇とする。

（構成）

第4条 本会は、〇〇〇〇地域内の住民で構成する。

（事業）

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）災害時における被害状況の把握、避難誘導及び避難所運営

（2）防災に関する各種訓練や知識の普及、啓発

（3）その他地域住民の安全を確保するために必要な事業

（役員）

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

（1）会 長 1名

（2）副会長 名

（3）会 計 名

（4）監 事 名

（5）専門部長 名

2 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第7条 会長は会を代表し、会の事務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 監事は、会の経理を監査する。

5 専門部長は、専門部を総括する。

（専門部の設置）

第8条 第5条の事業を遂行するため専門部をおく。

（会議）

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長があたる。

（総会）

第10条 総会は全会員で構成する。しかし全会員の2分の1以上の出席があれば成立する。なお、委任状をもって代理出席とする。

2 総会は年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 役員を選任に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、特に必要と認める事項。

4 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、町内会、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を、総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(別 紙)

〇〇〇〇防災会役員名簿

(平成 年 月 日現在)

役 員 職 名	氏 名	住 所	電 話 番 号
会 長		山形市	
副 会 長		山形市	
〃		山形市	
会 計		山形市	
監 事		山形市	
〃		山形市	
総務広報部長		山形市	
避難誘導部長		山形市	
避難所運営部長		山形市	
部長		山形市	
部長		山形市	
部長		山形市	

3 自主防災会規約例（簡易型）

〇〇自主防災会規約【例】

（名称）

第1条 この組織は、〇〇〇〇町内会防災部（以下「防災部」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 防災部の活動拠点は、〇〇〇〇とする。

（目的）

第3条 防災部は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震及び風水害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（構成）

第4条 防災部は、〇〇〇〇町内会に属し、〇〇〇〇町内会の住民が参加するものとする。

（事業）

第5条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）災害時における被害状況の把握、避難誘導に関すること。
- （2）その他地域住民の安全を確保するために必要な事項

（役員）

第6条 防災部に次の役員を置く。

- （1）部長 1人
- （2）副部長 1人
- （3）避難誘導班長 1人

2 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第7条 部長は、防災部を代表し、防災部の事業を総括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 班長は、班活動の指揮を行う。

（総会）

第8条 総会は、次の事項を審議し、〇〇〇〇町内会総会の議決をもって決定する。

- （1）規約の改正に関すること。
- （2）役員を選任に関すること。
- （3）事業計画、予算及び決算に関すること。
- （4）その他、特に必要と認める事項

（防災計画）

第9条 防災部は、第5条の事業を実施する上で必要な事項を定めるため、防災計画を作成する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

〇〇〇〇町内会防災部役員名簿

(平成 年 月 日現在)

職名	氏名	住所	電話番号
部長			
副部長			
避難誘導班長			

4 自主防災会防災計画例（基本型）

〇〇自主防災会防災計画【例】基本型

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関すること。
- (3) 避難場所及び避難所、共助備蓄物資に関すること。

3 編成及び任務分担

編 成	任 務 分 担		※参考例 町内会・自治会等 専門部の充て職
	災害時の活動	平常時の活動	
総務広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集伝達 ・被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、予算決算 ・防災知識の普及、啓発 ・防災訓練の企画実施 ・情報の収集伝達方法の確認 	会計、監事、 総務部、隣組長など
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認、避難誘導 ・自宅避難者への支援 ・災害時要援護者の避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険個所の把握 ・避難経路の確認 ・災害時要援護者の把握 	防火防犯部、福祉部、 環境衛生部など
避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・共助備蓄物資の点検、管理 	文化体育部、女性部、 こども育成部など
〇〇〇〇部			

4 災害時の活動

(1) 被害状況の把握、情報の収集伝達

ア 住民の安否や地区内の被害状況を把握し、会長、副会長、各専門部での情報共有及び活動の調整を図る。

イ 市防災支部や市避難所、消防機関、警察などの防災関係機関へ必要な情報を伝達する。

ウ 地区住民へ必要な情報を伝達する。

(2) 安否確認、避難誘導等

ア 住民の安否を確認し会長へ報告する。

イ 災害により地区住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、安全な避難経路を確保し、速やかに住民を避難場所又は地区(市)避難所へ誘導する。なお、避難場所及び地区(市)避難所は別紙①のとおり設定する。

ウ 自宅で避難生活を送る住民に対して必要な支援を行う。

(3) 災害時要援護者の避難支援

- ア 避難支援者と地区住民が協力し災害時要援護者の避難行動を支援する。
- イ 災害時要援護者本人又は支援者の意思を尊重し、同一行動を取らないことも容認する。ただし、災害時要援護者の危険性が危惧される場合は、その旨を関係機関へ伝達する。
- ウ 避難後、福祉関連施設への移動が必要な場合は、可能な範囲の支援を行うとともに関係機関への支援を要請する。

(4) 避難所の運営

- ア 地区避難所を開設した場合は、地区住民及び避難者と協力して自主的に地区避難所を運営する。
- イ 市避難所へ避難した場合は、市避難所運営委員会や他の自主防災組織、地域団体等と連携し市避難所の運営に協力する。

5 平常時の活動

(1) 防災知識の普及、啓発

普及、啓発する事項	普及、啓発の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会規約及び防災計画に関すること ・ 避難経路、避難場所等に関すること ・ 家庭における自助備蓄に関すること ・ 防災会活動への参加に関すること ・ その他防災に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災広報の発行や防災アンケートの実施 ・ 防災講座の開催 ・ 市民防災センターの活用 ・ 防災マップの作成、配布 ・ 町内会活動の活用 (町内会行事へ防災活動を盛り込むなど)

(2) 防災訓練

- ア 情報の収集伝達訓練の実施
- イ 住民の安否確認や避難誘導訓練の実施
- ウ 避難所運営訓練の実施
- エ その他必要な訓練の実施

(3) 情報の収集伝達方法の確認

- ア 災害時における市防災支部、市避難所との情報収集伝達方法を確認する。
- イ ラジオ、テレビ、インターネットなどを利用し災害情報の収集方法及び収集した情報を地区住民へ周知する方法を確認する。

(4) 危険個所の把握、避難経路の確認

- ア 災害時における地域内の危険箇所を把握する。
- イ 災害時の避難誘導に備え、災害の種類に応じた避難経路を確認する。

(5) 災害時要援護者の把握

個人情報保護を順守しながら避難支援者と協力し災害時要援護者の状況を把握する。

(6) 共助備蓄の整備、点検管理

- ア 防災活動に必要な防災資器材を共助備蓄物資として整備する。なお、整備する物資は、別紙②共助備蓄物資リストによるものとする。
- イ 整備した共助備蓄物資を定期的に点検し適正に管理する。

(別 紙)

① 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所（屋外）	地区避難所（屋内）	市避難所（屋内）
地震	△△△△公園 →	□□□□集会所 →	〇〇〇小学校
風水害		□□□□集会所 →	〇〇〇小学校
土砂災害		□□□□集会所 →	〇〇〇小学校

② 共助備蓄物資リスト

共助備蓄物資の区分	内 容（例）
避難誘導又は避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー等
地区避難所運営に必要な物資	発電機、投光器、電工ドラム、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ等

(別 図)

1 避難経路図

(防災マップに避難経路が表示されている場合は作成不要です。)

2 防災マップ

(地区での話し合いや、防災まち歩きなどを通じて徐々に作成をお願いいたします。)

5 自主防災会防災計画例（簡易型）

〇〇自主防災会防災計画【例】

1 目的

この計画は、〇〇町内会防災部の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災部の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関すること。
- (3) 避難場所等及び共助備蓄物資に関すること。

3 編成及び任務分担

編成		任務分担	
		災害時	平常時
本部	部長	被害状況の把握、 避難誘導の指示	防災意識の啓発
	副部長		
避難誘導班	班長	安否確認、被害情報収集、 避難誘導	避難場所の確認
	班員		

4 災害時の活動

(1) 被害状況の把握

ア 本部は、避難誘導班や町民の報告等により町内の被害状況を把握する。

イ 本部は、災害の状況に応じて避難誘導班へ避難誘導を指示する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、住民の安否情報及び被害情報を収集し本部へ報告する。

イ 避難誘導班は、本部の指示により避難誘導を行う。

なお、班長は、避難誘導活動の指揮をとるものとする。

(3) その他

防災部は、市避難所の運営協力など状況に応じた防災活動を行う。

5 平常時の活動

(1) 防災意識の啓発

本部は、防災訓練や回覧板などにより町内住民の防災意識の啓発を図る。

(2) 避難場所の確認

避難誘導班は、避難場所の確認や災害に応じた避難経路の検討などを行う。

(3) その他

防災部は、活動内容の検討や共助備蓄物資の点検など、災害時に備え必要となる活動を行う。

6 避難場所等及び共助備蓄物資

避難場所等及び共助備蓄物資は別紙のとおりとする。

(別 紙)

1 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所（屋外）	市避難所（屋内）
地震	△△△△公園 →	〇〇〇小学校
風水害		〇〇〇小学校
土砂災害		〇〇〇小学校

2 共助備蓄物資

区分	内容
避難誘導又は避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー等

(別 図)

1 避難経路図

(防災マップに避難経路が表示されている場合は作成不要です。)

2 防災マップ

(地区での話し合いや、防災まち歩きなどを通じて徐々に作成をお願いいたします。)

6 自主防災会設立届

自主防災会設立届出書

平成 年 月 日

(宛先) 山形市長

届出者	
住所	_____
氏名	_____ ㊟
電話	_____
F A X	_____

下記により設立しましたので届け出いたします。

記

1	自主防災会名	〇〇〇防災会			
2	代表者名				
3	設立年月日	平成 24年 月 日 ()			
4	構成する自治会等		名称	世帯数	人口
		①	〇〇〇町内会	世帯	人
		②	町内会	世帯	人
		③	町内会	世帯	人
5	補助金申請の有無	有	(平成 年度予定)	無	
6	備考				

- ※ 届出時点から山形市自主防災組織連絡協議会会員となります。
- ※ 添付書類 1 防災会規約 (役員等名簿含む)
2 防災会計画
3 防災会の区域が分かる地図等
- ※ 補助金の申請を伴う場合は、別途添付書類が必要となります。

7 共助備蓄物資整備補助申請

(1) 補助金交付申請

山形市自主防災組織防災資器材等購入事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

(宛先) 山形市長

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名 会長

印

山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金交付申請書

平成 年度において、山形市自主防災組織育成事業について、山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金を交付されるよう、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添 付 書 類

- (1) 共助備蓄物資購入計画書
- (2) 共助備蓄物資購入見積書の写し
- (3) 共助備蓄物資の保管または配置を予定する場所を明らかにする書類
- (4) 自主防災会規約（役員名簿を含む）の写し
- (5) 自主防災会防災計画の写し

共助備蓄物資の保管，配置予定場所

防災会

共助備蓄物資名	保管・配置予定場所

(略 図)

(2) 補助金実績報告

山形市自主防災組織防災資器材等購入事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日

(宛先) 山形市長

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名 会長

印

山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付 防 第 号をもって山形市自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金の交付決定の通知があった山形市自主防災組織育成事業について、山形市補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 共助備蓄物資購入実績書
- (2) 共助備蓄物資の購入に要した経費の領収書の写し
- (3) 購入した共助備蓄物資の写真等

8 防災訓練申込書

防災訓練申込書

平成 年 月 日

(宛先) 山形市長

申込責任者

防災会名 〇〇〇〇 防災会

住所 山形市〇〇町〇〇丁目〇〇

氏名 会長 〇〇 〇〇 印

電話 〇〇 〇〇

下記により防災訓練を行いますので、指導方よろしくお願いいたします。

記

訓練名称	〇〇〇〇防災会防災訓練		
訓練日時	平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
訓練場所 所在地	山形市〇〇町〇〇丁目〇〇 (別紙地図添付)	訓練場所 名称	〇〇公園, 〇〇集会所
対象地区名	〇〇町〇〇丁目, 〇〇丁目, 〇〇丁目	参加人員	約 名
訓練内容及び 指導内容	<p>《記入例：主な訓練の種類と訓練の方法》</p> <p>※ <u>訓練内容については、各組織内において十分に検討を行なって下さい。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火訓練（消火器の使用法指導依頼） 2 応急処置訓練（心肺蘇生法の指導依頼） 3 起震車体験訓練（起震車による地震体験指導依頼） 4 避難誘導訓練（地区で実施予定） 5 炊き出し訓練（主催者で実施予定） 6 放水訓練（地元消防団と連携実施予定） 7 煙の中の避難訓練（テント内避難訓練実施予定：山形県高圧ガス地域 防災協議会〈645-0411〉へ直接依頼） 8 災害図上訓練 DIG（防災対策課派遣依頼） 9 防災まち歩き訓練 		

9 出前講座申込書

平成 年 月 日

(あて先) 山形市長

「防災に係る出前講座」申込書

団 体 名	〇〇〇〇町内会 (〇〇〇〇防災会)		
代 表 者 名	会長 〇〇 〇〇		
連 絡 先	住 所	〒 990-0000 山形市〇〇町〇〇丁目〇〇	
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	担 当 者 名	〇〇 〇〇	
講 座 テ ー マ 名	自主防災組織の設立について		
講 座 の 概 要	<p>《記入例：主な講座》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の役割、重要性 ・自主防災組織の設立 ・家具の転倒防止等のDVD上映 ・災害時要援護者避難支援制度の概要 		
日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇曜日) 午後〇〇時〇〇分 ~ 午後〇〇時〇〇分 (講座時間〇〇分)		
会 場 名	〇〇〇〇	参加人員	約 〇〇 人
会 場 所 在 地	〇〇町〇〇丁目〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
備 考			

※上記の欄にご記入の上、関連の資料等がある場合は添付してご提出して下さい。

※講師等の公務の都合により、日程を調整していただく場合があります。

山形市自主防災組織
設立マニュアル

平成25年3月

編集発行 山形市
事務局 山形市総務部防災対策課
〒990-8540 山形市旅籠二丁目3-25
電話 023-641-1212